

令和3年度 第2回伊丹市環境審議会 議事録

日時：令和3年8月10日（火）14時00分～15時50分
場所：伊丹市役所議会棟3階 議員総会室

- ・内 容：(仮称)伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書について
- ・出席状況：14名中10名出席
出席者：笠原会長、菊井副会長、中野委員、吉村委員、宮川委員、杉本委員、木下委員、田中委員、辻野委員、高見委員
欠席者：塚口委員、服部委員、長谷川委員、植木委員
- ・傍聴者：1名
- ・配布資料
資料1：伊丹市環境審議会専門委員会委員名簿（次第裏面）
資料2：環境影響評価に関する伊丹市環境審議会等のスケジュール（案）
資料3：概要書に対する住民意見書
資料4：環境影響評価概要書（事前配布）

1. 開会（14:00）

- ・関西国際大学 現代社会学部 総合社会学科 教授 田中栄治氏への専門委員委嘱状交付
- ・出席状況の確認
事務局より、伊丹市環境審議会規則に基づき、本審議会が成立していることを報告。
- ・議事録署名委員の指名
吉村委員、辻野委員を選任。

2. 審議事項

（1）(仮称)伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書について（諮問）

〔事務局より（仮称）伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書の諮問について説明〕

- ・諮問

諮問書を会長へ交付。諮問書（写）を出席委員へ配布。

- ・配布資料の確認
- ・環境影響評価概要書の審議

〔事務局より、環境影響評価に係る審査事務の進捗状況、資料3の概要書に対する住民意見書、及び今後のスケジュールについて説明。〕

〔事業者より、環境影響評価概要書、現地の状況、及び動植物についての追加資料について説明。〕

○会長

ただいま「(仮称)伊丹市鴻池計画に係る環境影響評価概要書」について、当該事業の事業者であります三菱地所株式会社様よりご説明いただいた。

ご質問・ご意見等ございませんか。

○委員

1-8, 1-9 頁では、解体工事は約半年ぐらいなので、環境保全上の配慮の工事中のところにも解体・新築工事にあたってはとあるが、しかしご説明の第3章以降の環境影響要因のところでは新築工事のみが対象とした書き方になっている。解体時にも廃棄物が出るし工事車両も出入りするので解体工事では騒音もある。現状に何があって何を解体するのか、そして解体時の影響は対象としないのかについてお答えいただきたい。

○事業者

解体と新築の工事期間中全体を整理して、その中で大気汚染であれば解体工事、新築工事を含めて大気汚染物質の排出量が最大となる1年間を対象として予測評価を実施する。

○委員

解体工事中も大量の廃棄物が発生し、それらを運搬するのにかなりの工事車両が行き来するが、それを含めてピーク時のみを対象とするのか。

○事業者

例えば、大気・騒音振動に関してはそのように考えている。廃棄物については総量を対象として試算していく。

○委員

そもそも、何を解体するのか。

○委員

解体工事はどの程度まで解体するのか。地面は掘らないのか。

○事業者

[航空写真により対象範囲と対象物について説明。]

○委員

解体の規模について知りたい。建物の撤去と土壌の掘り下げまでなのか。掘る場合は、土壌汚染も心配なので、調査もしてほしい。

○事業者

対象建物の解体と基礎の撤去をして、新しい建物を作ることになる。

土壌汚染についても、土壌汚染対策法で3,000㎡以上の形質変更を行う場合には手続きが発生するので、解体工事着手前には土壌汚染対策法の手続きも行ったうえで工事に着手していく。

○委員

昆陽イオンの時も、土壌汚染物質が出てきたので、調査はすべきだと思う。

○事業者

関係物質については、適切に調査していく。

○委員

元に戻るが、地面はどのくらい掘るのか。

○事業者

既存建物の解体時には、2～3m程度になると思う。一方、新築工事時については、雨水貯留施設の設置等の検討も含めて今後の設計で決定していく。

○委員

対象地域の土壌汚染の調査をすると書いていないが、するのか。

○事業者

土壌汚染対策法に基づき、土地の形質の変更のタイミングに合わせて調査を実施していく。

○委員

調査してもらえたら安心です。参考までに、2008年に日本板硝子の垂井事業所の地下水から基準値以上のトリクロロエチレンが出た事例があるので、場所は違うが同じ薬剤を使用している可能性があるので、調査していただきたい。

○事業者

調査し適宜対応していく。

○会長

関連して、3-2頁の表中の土壌汚染の項目に、工事着手前に土壌の汚染状況に問題がないことを確認し、問題があれば土壌汚染対策法に基づき適切に対応するとあるので、着手前にこの土地の土壌汚染について、しっかり調べ汚染のないことを確認することでよろしいか。

○事業者

工事着手前に適切に対処する。

○委員

1-8頁の緑化計画について、周辺環境や施設との調和を考慮して選定するとあるが、図面等には示されていない。どのようにするのか。

○事業者

具体的な緑化計画については、まだ出来ていないので今後詳細について検討していく。

○委員

3-2, 3-3頁の表の書き方について、事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由とあるが、内容が選定しなかった理由と混在しているので、今後の準備書等には分けて示したほうが良いと思う。

○事業者

そのような形で整理していく。

○委員

この建物は、SDGsに関係しないのか。

○事業者

認証制度について、具体的には決めていないが、今後、社会の動向を踏まえて検討していく。

○委員

2-44頁の表2.9.6の環境基準の適合の欄があるが間違っていると思うので確認してほしい。H27の緑ヶ丘局は環境基準を達成していないが、それ以外は適合しているはず。また、2-72頁の自動車排出ガスに係る規制でNO_x・PM法が書かれているが、兵庫県の条例でディーゼル自動車運行規制に伊丹市も入っているので、自動車排出ガスに係る規制としては兵庫県の条例に係る規制も入っている。追記をお願いしたい。

○事業者

2-44頁の表を確認し直す。また2-72頁の自動車排出ガスの規制について条例による規制も追記する。

○委員

1-5頁の図1.2-5を立面図としてあるが、この図は一般的には断面図である。立面図も付けてほしい。また、短手方向しかないので、断面図・立面図ともに長手方向も付けてほしい。現状では建

物の形が正確にわからないので、評価ができない。

また、景観に関して、今日計画地付近を歩いてみたところ。街のスケール感からして非常にボリュームアウトしたものとなっている。伊丹市でも他に類を見ないくらい大きさ。景観の評価については慎重にしないといけないと思っている。4-14 頁の眺望点からのフォトモンタージュを作るのはありがたいが、箇所数が 2～3 というのは眺望点数が少なすぎて評価できないと思う。現地を見た感じだと、近景は道路からの景観と西・東・南からの住宅地からの景観、それだけでも 6～7 地点はフォトモンタージュを作してほしい。中景は昆陽池公園や瑞ヶ池公園からの景観、昆陽池公園については池の南側の野鳥の観察地点からだ冬に落葉したときに見えるかもしれない。また、昆虫館等の少し高いところから見たらかなり見えるのではないか。遠景だと伊丹市役所の 3 階からでも建物が見える。また 6 階からだ昆陽池公園の緑と山並みとの間に巨大な建物が見えるという状態になると思う。なので、近景・中景・遠景と分けて、それぞれかなり箇所数を増やしたうえで資料を作してほしい。その上で、建物を景観的にどう評価するか考えなければならない。最終的にはデザイン小委員会と景観審議会等の判断になってくるかと思うが、かなり慎重に判断しなければならないと思っている。建物のボリュームを景観的にどう評価するかは慎重に考えていきたいと思っている。

○事業者

1-5 頁の図 1.2-5 については、断面図及び立面図の短手方向と長手方向を記載するようにする。また、4-14 頁については眺望点を増やしてほしいということだが、遠景については市役所からということか。

○委員

市役所は例として挙げただけで、他にも市内の主な景観ポイントから背景の山の前に建物が見えてくると思うので、きちんと評価できるように資料を用意していただきたい。

○事業者

近景・中景・遠景について眺望点を増やすようにする。

○会長

物流施設を評価するためのデータが記載されていない。具体的には 1-4 頁の図 1.2-3 にトラックバス 38 台と書かれているが、時間帯でどれくらいのトラックが出入りするの。また 1 日のトラックの発生交通量はどれくらいか。これは住民の意見にも関係すると思うが、1 日に何台くらいが出入りするの。それがないと全体の環境影響が評価できないと思うが、これは現段階では分からないということなのか。

○事業者

概要書ではバスに対する台数は記載しているが、1 日の台数は、あくまで想定だが 250 台～300 台程度を想定している。この数字は、弊社の他の物件から試算している。現状入居されるテナントはまだ決まっていないので、テナントによって変わってくるが、他の事例から見ると 250 台～300 台になるのではと考えている。

○会長

ということは最大で 600 台くらいが出入りすることになるのか。

○事業者

出入りをそれぞれ 1 とカウントする発生集中交通量では 600 台が上限と考えられる。運搬車両の関係では、道路通行での大気汚染・騒音・振動が環境面での影響項目と考えられるので、これらすべて予測評価の対象とし、準備書に記載していく。

○会長

時間はどうか。夜間の出入りはあるのか。

○事業者

稼働時間ということか。

○会長

供用後の時間で、周辺に住宅があると先ほど説明された写真にも出てきたが、夜間も出入りはあるか。

○事業者

24時間稼働を考えている。環境影響評価については既存の施設を参考にしたうえで、騒音と振動については、時間による区分もあるので、その影響も評価していく。

○委員

4-17 頁について、24時間稼働とのことなので、騒音と振動は特に夜間は影響が懸念される。図 4.10-1 で住宅はどの部分か、また最も影響が懸念される住宅はどこか。北側は住宅がないため評価の対象としていないようにも見えるが、対象地域をどのように選定しているのか。

○事業者

本枠が今回の事業計画地となる。北側は元々日本板硝子様の研究所敷地となっている。一方南側は集合住宅が複数位置している。事業計画地の右下■印は敷地境界を示しており、この周辺は戸建ての住宅がいくつか見られる。東側も一部3階建て、4階建てのアパートと戸建ての住宅が混在しているようなエリアが近接している。西側も道路を挟んで南側に戸建ての住宅が存在しているという位置状況となっている。こういった状況を踏まえて、車両の出入りが集中する西側の道路の南側と北側を予測地点・調査地点として選定している。一般環境については、実際に近接するマンション、戸建て住宅を意識して選定を行っている。

○委員

事業計画地から離れた南東方面に一般環境の測定地点がある。先ほど敷地の東側にも住居があるということをおっしゃられていた。東側の住居の方が近いので、調査点として加える必要はないか。

○事業者

東側住居は、敷地境界の調査点で戸建ての環境を代表する調査ができていると考える。近傍に公園があるため補完的に一般環境の調査を実施したいと考えている。

○委員

最も影響を受ける住居はどこと考えているのか。

○事業者

南側から東側にかけての周辺が影響を受けると考えている。

○委員

本日現地を見て、また、図面を見せていただいたところ、東側の住居がおそらく一番影響を受けると考えられる。南側を意識されているが、そこは建物と近いだけであり、事業計画地内の駐車場は反対側となる。東側の住居は事業計画地内の駐車場やトラックバースに面することになる。トラックが夜間に出入りし、バックするときはかなり大きな音が発生することが想定され、東側の住居に影響するのではないかと思われる。東側の測定点を追加するべきである。

○事業者

東側の駐車場に面する住宅地周辺に調査点を追加するべきということか。

○委員

事業計画地の北東の角周辺が調査点として必要ではないか。

○事業者

北東方面に調査地点を追加していきたい。

[委員了解]

○会長

今後専門委員会を設置して詳細に検討していきたいと思う。本日委員からたくさんの意見が出たが、それを含め専門委員会でも審議していく。

・専門委員会の設置及び委員構成について

○会長

今後の概要書の審議についてだが、環境審議会委員の中から別途委員を選出し、専門委員会を設置し概要書の中身について詳細に審議していく形をとりたいと考えている。

専門委員会の委員の構成については、概要書P3-2～3-3に記載のある「影響を及ぼすおそれのある環境項目と環境影響要因の関連」を参考にし、大気汚染、騒音、振動、低周波音、日照障害、電波障害、廃棄物、景観、地球環境の観点から、また環境項目に関連性の高い交通と概要書では影響は著しいものではないと記載されているが、水質汚濁についても審議する必要があると考え、菊井副会長、塚口委員、宮川委員、中野委員、杉本委員、木下委員、田中委員と私（笠原会長）の計8名の構成とさせていただいてよいか。

[委員全員了解。]

・環境影響評価概要書の今後の流れについて

[事務局より資料2：環境影響評価に関する伊丹市環境審議会等のスケジュール（案）について説明]

○会長

以上で本日の審議内容は終了となる。

[事業者及び傍聴者退席]

3. その他

[事務局より今年度の審議スケジュールの説明。]

8-10月にかけて2回程度専門委員会を開催する予定。

10月中に環境審議会を開催し、答申案の審議と答申を予定。

11/11までに第1次審査意見書の作成を行い、事業者へ送付する予定。

閉会（15:50）

以上